



可燃ごみ焼却処理等委託契約書



西多摩衛生組合（以下「受託者」という。）と小平・村山・大和衛生組合（以下「委託者」という。）は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、可燃ごみの焼却処理等について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受託者及び委託者は、本契約に基づき、別添の可燃ごみ焼却処理等委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

（適用範囲）

第2条 受託者は、委託者の構成市（原則として武蔵村山市）の一般家庭から発生する可燃ごみ（事業系一般廃棄物指定収集袋を使用したものを含む。）を、受託者の施設において焼却処理等をする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（処理委託量）

第4条 委託者が受託者に焼却処理等を委託する可燃ごみの量は、概ね2,800トンとする。

（搬入期間等）

第5条 受託者の施設への搬入期間及び搬入時間は、仕様書のとおりとする。

（焼却残渣等の取扱い）

第6条 焼却後の残渣等の取扱いは、仕様書のとおりとする。

（処理委託料）

第7条 委託者は、受託者に対して焼却処理委託料（焼却残渣の運搬費を含む。以下「委託料」という。）として、1キログラム当たり38円（消費税を含む）を支払うものとする。

（委託料の支払い）

第8条 委託者は、受託者から前条に定める委託料の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に受託者の指定する方法で委託料を支払わなければならない。

（搬入の中止等）

第9条 受託者は、受託者の事情により委託者の可燃ごみを処理することが困難な場合、可燃ごみの受入れを中止又は変更することができる。



(補償責任)

第 10 条 受託者の施設が毀損した場合において、その毀損が委託者に起因することが明らかなときは、委託者の責任において補償するものとする。

(運行上の責任等)

第 11 条 委託者は、受託者の施設に可燃ごみを搬入するに当たり、搬入経路の沿線住民等と紛争が生じた場合は、委託者の責任において解決するものとする。

(その他)

第 12 条 本契約書に定めのない事項が発生し、又は本契約書の条項の解釈について疑義が生じたときは、受託者及び委託者が協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書を 2 通作成し、受託者及び委託者が記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

受託者 東京都羽村市羽 4235 番地
西多摩衛生組合

代表者 管理者 橋 本 弘 山



委託者 東京都小平市中島町 2 番 1 号
小平・村山・大和衛生組合

代表者 管理者 小林 洋子



可燃ごみ焼却処理等委託仕様書

1 搬入期間及び搬入時間

- (1) 搬入期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 搬入時間は、午前8時30分から概ね午後4時までとする。

2 搬入車両及び搬入経路等

- (1) 搬入車両は、パッカー車又はごみ飛散防止機能のあるダンプ車（10トン車以内）とし、あらかじめ西多摩衛生組合に届け出た車両とする。
- (2) 搬入車両の左右には「小平・村山・大和衛生組合」又は「小平・村山・大和衛生組合の構成市名」を表示する。
- (3) 搬入経路は、西多摩衛生組合の指定した道路（別紙）を通行する。ただし、道路工事等で当該道路が通行できないときは、この限りでない。
- (4) 西多摩衛生組合で焼却処理等をする可燃ごみは、分別の徹底を図るとともに、搬入車両については、可能な限り搬入台数の削減を図り、低公害車の導入に努めるものとする。

3 計量等

- (1) 計量及び計量票の発行等は、西多摩衛生組合が行う。
- (2) ごみピットへの投入は、計量後、係員の指示により行う。
- (3) 投入作業は速やかに行い、投入後プラットホームに飛散したごみは、搬入車両の運転手の責任において清掃する。
- (4) プラットホーム内及び搬入経路においては、事故防止に努めるものとする。

4 焼却残渣等の取扱い

- (1) 搬入物の焼却後の残渣物（鉄屑等）については、西多摩衛生組合の所有とする。
- (2) 小平・村山・大和衛生組合分の焼却残渣量は、当該月の小平・村山・大和衛生組合の搬入量に対して、西多摩衛生組合の搬入量と焼却残渣搬出量の総量から導き出した割合を乗じて算出する。（10キログラム未満の端数については四捨五入する。）
- (3) 焼却残渣の運搬は、西多摩衛生組合が行う。なお、東京たま広域資源循環組合に提出する構成団体別廃棄物処理実績については、小平・村山・大和衛生組合分として報告する。

別紙

可燃ごみ焼却処理等委託仕様書に基づく（小平・村山・大和衛生組合）搬入経路



経路 1：新青梅街道 ⇔ 箱根ヶ崎駅西口交差点 ⇔ 都道 163 号線 ⇔ 西多摩衛生組合
 経路 2：青梅街道 ⇔ 箱根ヶ崎駅交差点 ⇔ 都道 166 号線 ⇔ 都道 166 号線五差路 ⇔
 みずほ工コパーク交差点 ⇔ 都道 163 号線 ⇔ 西多摩衛生組合

* 経路 2 は、新青梅街道アンダーパス冠水時等に使用する予備経路

